

受験指導に関する文科省の指導方針についての検討

平成25年5月30日

法曹養成制度検討会議委員 和田吉弘

法科大学院における受験指導の禁止については、文科省がそれを事実上一部緩和するかのような措置を打ち出すようになり、ルールやその運用が曖昧なものになっている。学生に対する具体的な指導というのは、法科大学院において日常的に行われていることで、そのあり方は法曹養成の枝葉の問題であるかのように思われたいではないが、実は、そのような事柄こそが、法曹養成を担うとされている法科大学院のあり方を考える上で、重要な問題を含んでいるように思われるのである。そこで、本検討会議も、最終的な取りまとめの議論の段階に入ってきたものの、なおこのような問題について検討を加え、問題提起をしておきたいと考えた次第である。

1 「答案練習」を含む受験指導に関する文科省の指導方針

文科省は、事例問題を出題して出題者が学生の答案を添削して指導するといういわゆる「答案練習」（略して「答練」とも言われる。）は、司法試験の予備校で行われているものであり受験指導であるとして禁止してきた。とくに、ある司法試験考査委員が自分の所属する法科大学院の「答案練習」の場において司法試験の問題を漏洩した、という強い疑いが生じた時から、文科省のそのような態度は強まったようである。

しかし、「答案練習」は、法曹養成のために司法研修所で行われている、いわゆる「起案」（と添削）と基本的に同じもので、このような教育方法は、法律実務家となるために必要な思考力と表現力を養うために不可欠なものである。このことは、法曹養成の過程を経験した人であれば、容易に理解できることであり、そのような指導方法を否定して良い法曹養成ができるとはとても考えられない。

そして、そのような主張も強くなってきたためか、文科省も、かつての態度をやや改めたようである。文科省は、各法科大学院に対して次の趣旨を周知しているところであるという（第4回会議に提出された資料2-2「法科大学院教育に

おける受験指導等に関する文部科学省から各法科大学院に対する指導について」。
①～③は筆者が付した)。

- ・司法試験での解答の作成方法に傾斜した技術的教育や理解を伴わない機械的な暗記をさせる教育などは不適當であること。(①)
- ・一方で、司法試験の問題やそれに類する形式の事案が教材の一つとして使われることをもって直ちに、受験指導に偏った指導であるということは適當でないこと。(②)
- ・個々の指導が本来あるべき法科大学院教育として適當であるか否かは、その目的と形式及び態様との組み合わせにより総合的に判断されるべきものであること。(③)

2 文科省の指導方針についての検討

このような受験指導の禁止の緩和とも取れる措置（とくに②）は、それによって、法科大学院における教育が、司法試験の受験や実務に少しは役に立つ方向に向かうことが期待できるかのようにも見えないではない。しかし、よく検討してみると、これらのいずれもが、法曹養成の過程を経験したことがない人の発想に基づく不合理な規制であるように思われる。

(1) ①の前半について

まず、①の前半の「司法試験での解答の作成方法に傾斜した技術的教育」が不適當であることについてであるが、書面の作成方法は、内容の理解と深く関わる話であり、技術面を含め書面の作成方法を指導することは、当然司法修習でも行っている、法曹養成として当然必要なことである。理解して考察した内容は、文字として表現して初めて他に伝えることができるのであり、法律が説得の道具であることからすれば、内容を伝える技術的形式的な面の学習も実務家になるためには重要な事柄であるはずである。

法科大学院生は、修了後に司法試験に合格しなければ法曹になれないわけであるから、この①の前半は、とくに法律を勉強したことの無いいわゆる純粹未修者で法律の解答の作成方法が分からない人のことは考慮しなくてよいとするどころ

か、むしろ考慮してはいけないと言っているようなもので、これでは、人材の多様性など望めないであろう。

(2) ①の後半について

①の後半の「理解を伴わない機械的な暗記をさせる教育」が不適當であることについては、文字通り理解を伴わないただの暗記であれば、そのような教育で司法試験に合格するはずはないから、その禁止は、合理的な司法試験の受験指導をしようとする人にとっては、禁止するまでもない当然の話であるということになる。

①の後半は（あるいは前半も含めて）、司法試験の予備校におけるかつてのいわゆる「論証フォームの暗記」のことを意味しているのかもしれない。確かに、旧司法試験の時代、「何々について説明せよ。」というようないわゆる一行問題の出題もあったことなどから、浅い理解のまま、出題されそうな論点の答案例（「論証」あるいは「論証フォーム」と呼ばれる。）を暗記して、たまたまそのような論点が出題されることが重なって司法試験に合格するという人も、合格者数を急増させた時期にはいたかもしれない。しかし、そのような勉強方法では多くの人は不合格になっていたはずで、いずれにしても、受験生にそのような勉強方法を取らせたのは、司法試験の出題の仕方に工夫が足りなかったという意味で、むしろ出題者側の責任が大きかったというべきである。

ただ、他方では、出題の問題文が複雑になった現行司法試験において、たとえ深い理解の下に基礎的な知識を十分身に付け、かつ思考力を十分鍛えた上で受験する場合でも、一定程度典型的な知識を自分なりに即座に表現できるようにしておくことは、一般に、時間制限の厳しい試験の場で時間を節約するためには十分合理性のあることなのである。このようなことも、法曹養成の過程を経験した人であれば容易に理解できることであろう（覚える知識自体に間違いがあったり、出題に場違いな知識を書く受験生がいたりするという問題は、もちろん別論である）。さらに、そのようなことと連続的なこととして、複雑な法律を学習する上で、算数の掛け算九九のように、仕組みは一応十分に理解した上で実際上は機械的な暗記をしてしまったほうがそれを用いる実際上の処理が早い、ということがあることも否定できないのである。もし、①の後半がそれらのことを理解してい

ないのであれば、それこそ「機械的な」規制であろう。

なお、①には上の2つの例示をした上で「など」という表現もあるが、それが何を意味するのかは不明である。

(3) ②について

②については、「答案練習」が合理的な法曹養成方法であるのは当然であるのに、なおも「受験指導に偏った指導」を禁じるという立場から、「司法試験の問題やそれに類する形式の事案」が教材として使われることが、十分「受験指導に偏った指導」となりうる、ということを前提としているのは問題である。なお、「受験指導に偏った指導」が不適當であるというのであれば、受験指導そのものも当然不適當であるということになるのであろう。

いずれにしても、②が、分かりにくい曖昧な表現の規制になったため、「では、受験指導に偏った指導かどうか、適当な指導かどうかはどう判断するのか。」という基準が問題となり、③も持ち出されることになった。

(4) ③について

③も、受験指導を禁じる前提に立った上で、適当か否かは目的、形式、態様の観点から総合的に判断するというのであるが、あまりにも曖昧である。

ア 単位の曖昧さ

まず、③には、「個々の指導が」とあるが、その大きさである単位も問題になろう。つまり、「個々の指導」を、教員の一言一言の単位で考えるのか、あるいは例えば90分の1回の授業という単位で考えるのか、あるいは半年なり1年なりのその科目の授業全体で考えるのか、というような問題があるはずである。より細かい単位で考えると受験指導自体であったり受験指導に偏った指導であったりしても、単位を大きく捉えると受験指導に偏っていないということもありうるからである。

イ 3つの判断基準の曖昧さ

また、判断の基準の一つとされる「目的」にしても、例えば、「学生が司法試験に合格するようにする目的」で指導した場合に、その目的は、不適切な指導であると判断される方向に考慮される要素となるのかは、不明確である。もし、「学生が司法試験に合格するほどの力を付けさせる目的」なら適当であるというので

あれば、合理的な区別ではないであろう。そもそも、他方で、文科省は各法科大学院の修了生の司法試験合格率も問題にして、統廃合まで指導しているのに、司法試験の合格を指導の目的とすることを否定的に考えているのであれば、大きな矛盾があるように思う。目的以外に判断基準とされる「形式」と「態様」についても、その2つがどのように違うのかは明らかではない。

ウ 具体例

具体例で考えてみたい（①や②にも関係するが）。「個々の指導」の単位として最も小さいものを考えた場合に、例えば、司法試験に類する事例問題を出題したところ、ある学生が書いた答案に、「Aである。したがって、Bである。なぜならばCである。」という表現があったとする。それについて、「その表現は論理がおかしい。Bが結論で、AとCがその理由であるというのであれば、結論の前後を理由で挟むような文章を書くべきではない。」というような添削をすると、受験指導自体ないし受験指導に偏ったものとして不適切であることになるのであろうか。あるいは、「なぜならば」で始まっている文の末尾が「だからである」になっていないような文について、文の呼応に注意する必要があるというような指導をするのは、どうであろうか。さらに、同じ内容の指導でも、「そうしないと、司法試験の合格答案にならないよ。」と言うと、それだけで急に受験指導に偏った指導になるのであろうか。なるとしたら、それは不合理ではないだろうか。これらの例は、すべて論理的な文章の指導として許されるべきであるように思う。

エ ③のもつ意味

結局、個々の指導について目的、形式、態様から総合的に判断されるといっても、判断するのは文科省であるから、③は、「本来あるべき法科大学院教育として適当であるものは、本来あるべき法科大学院教育として適当である。」「受験指導に偏った不適当な指導は、受験指導に偏ったもので不適当である。」というトートロジーと、ほとんど差がないことになろう。

このような曖昧な状態というのは、もし、「建前は動かさないで、運用で受験指導を解禁するのと同じにする。」というのであれば、それはそれで歓迎すべきことではあろう。しかし、やはり受験指導に偏った指導として許されないものはあるというのであれば、そして、統廃合の基準としてその法科大学院の修了生の

司法試験合格率も問題にするというのであれば、どの程度の受験指導なら許されるのかが不明確なままでは、法科大学院としては、「どうやって文科省の目を掠めるか。」というつまらないことにエネルギーを使わなければならないことになる。例えば、法科大学院によっては、受験指導の実態は何ら変わらないのに、講座名を「答案練習」から「起案」や「事例問題研究」に変えたところもあるようである。また、そのように単にレットルを貼り替えただけで許されないものが許されるものになるのであれば、それは、法科大学院のエネルギーの使い方の問題にとどまらず、実質的な正義を実現しようとする法曹を養成する場における出来事として決してふさわしいものではない、というべきであろう。

(5) 結 論

結局、①～③は、あくまでも法科大学院において司法試験の受験指導をすることは良くないことであるということを前提とする不合理なものである。私としては、受験指導を解禁した上で、それらのすべてを撤廃すべきであると考えている。

なお、付言すると、私も、司法試験受験の指導を許すべきであるとする場合に、例えば、試験科目にない分野の価値を否定ないし軽視したり、判例や通説を無批判に絶対視させたり、あるいは受験上の合理的方策や知恵にすぎないものをきわめて価値の高いものとして指導したりすべきであると主張するつもりはない。むしろ、大学としては、司法試験の出題に振り回されることなく、出題された試験問題の当否を含め、法曹養成のあり方に対して視野の広い展望のもとにたえず批判の視点を持ちつつ、法曹を養成すべきであると思う。しかし、そうしたことと、法曹になりたいと思って入学してきた学生が司法試験に合格して法曹として活躍できるように、法科大学院の教員が司法試験の受験指導をすることとは、十分両立することと考えるべきである。さらに、旧司法試験の時代に、教育の点で法曹志願者に見限られた大学側としては、司法試験の予備校の非学問性を非難する一方的態度をとるのではなく、もし予備校の教育方法に工夫があると認められれば、それについてもある意味で批判的にかつ謙虚に参考にすることがあってよいと思われるのである。そうすることによって、法曹志願者の大学への真の信頼を築くこともできることになるように思う次第である。

以上